

令和3年度

第11回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年2月25日（金）

佐々町農業委員会

令和4年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年2月25日（金）午後13時30分
2. 招 集 場 所 佐々町役場 別館会議室
3. 開 会 令和4年2月25日（金）午後13時30分

4. 出席委員（18名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員（0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	橋川 貴月 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
------	-----	------	-----	------	-----

4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君		
---	--------	---	---------	--	--

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和3年度「ながさき女性農業者の集い」について

(4) 審議事項

第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第34号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第35号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第36号議案 非農地通知について

(5) その他

①農業者年金加入、全国農業新聞購読について

②3月定例会の日程について

③その他

事務局長（橋川 貴月君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第11回佐々町農業委員会総会を開催いたします。

初めに、吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。いつまでも寒い日が続いておりました。もうピークはそろそろ過ぎるのではないかと思います。この寒い間、農作物の管理に大変気をもまれたのではないかとお察しいたします。来週になれば、平年並みの気候に戻ると予報されています。

それはさておいて、いつまでもコロナの爆発的な感染によって何もかもがストップしたような状態であります。まん延防止措置も延長されましたが、1日も早く解除されて終息することを願っているところです。

本日も多くの案件が上程されております。感染対策を投じながら進めてまいりたいと思いますので、審議がスムーズに進行しますようよろしくお願いいたします。

事務局長（橋川 貴月君） 会長、ありがとうございました。

本日の出席委員は全員出席です。最適化推進員についても全員出席となっております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の振興を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、4番、藤永委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願いします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号令和3年度「ながさき女性農業者の集い」について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 開いて1ページ目を御覧ください。

令和３年度「ながさき女性農業者の集い」のということで、これは毎年２月頃に開催されておりますけども、今回も休止ということで案内がっております。

ただ、３ページを御覧ください。一番上のところです。

女性農業者の登用を進めましょうということで、今度の改選に当たっては、中段付近に書いてあります市町村にお願いしたいことということで、農業委員さんについては３０％の女性農業委員さんを登用するようということで、今後進めていくようということで案内がっております。農業委員だけではなくて、農協の役員や土地改良理事とか、そういったものも女性を登用させていきたいと思いますということで、今後進めていくこととなっております。

事務局からの説明は以上です。

会長（吉野 裕君） この件で何か御意見、御質問はありませんか。

なければ、報告事項をこれで終わります。

次、日程４、審議事項に入ります。

第３０号議案農地法第３条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） １１ページをお願いいたします。

議案第３０号農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてということで、土地の所在ですけども、北松浦郡佐々町迎木場免字牟田原４２１番９、登記地目、畑、現況地目、畑、登記面積が７７４㎡。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、５８歳、農業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、８８歳、農業。

申請の理由、生前一括贈与による所有権移転を行う。経営面積、譲受人、田、畑ともゼロです。譲渡人、田７，４６２㎡、畑１，０５１㎡、譲受人の稼働人員は３名ということで提出されております。ほか５筆で、合計面積が田んぼの７，４６２㎡、畑の１，０５１㎡となっております。

資料の１６ページを御覧ください。中段付近です。

農地法第３条２項第４号関係ということで、権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してくださいということで、（１）耕作または事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名として〇〇〇〇氏、年齢が５８歳、主たる職業、農業、権利の取得者との関係が次男さんとなります。

（５）で、その他の農作業へ従事状況として、年間を通して活動作業されているということです。

農地の場所です。２７ページを御覧ください。

ちょっとA3なので向きを変えていただいて、一番上のところ、申請地、松瀬免松瀬前及び宮ノ前ということで、3筆ございます。それと、すぐ下の市瀬免字古田というところに1筆ございます。それと、右下のほうに迎木場免字牟田原ということで6筆でございます。

次の28ページ、字図になります。

ちょっと向きを変えていただいて、丸で囲んだところ、421番—9と421番—10、これが牟田原の土地になります。

次の29ページです。

市瀬免字古田の分になります。真ん中付近に丸で囲んだところが農地となっております。次のページです。30ページです。

左下の宮ノ前ということで64—1、真ん中付近に松瀬前ということで74—1、以上、6筆ということで今回申請が上がっております。

事務局からの説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。〇〇〇〇さんが高齢のため、生前一括贈与をしたいということでの所有権移転の申請です。

なければ採決をしたいと思います。

第30号議案農地法第3条の規定による許可申請書について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次に、第31号議案農地法第3条の規定による許可申請書についてですが、この議案について、出席委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されておりますので、該当委員であられます8番委員さんの一時退席をお願いします。（藤永九市君退席）

では、事務局からの議案の説明をお願いします。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 第31号議案農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。

土地の所在、北松浦郡佐々町木場免字開105番1、登記地目、田、現況地目、田、登記面積が480m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、43歳、農業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、74歳、農業。

申請の理由、生前一括贈与による所有権移転を行う。経営面積、譲受人、ゼロ、譲渡人、田3万4,327m²、畑5,776m²、譲受人、稼働人員3名、農地の合計ほか7筆ありまして、合計で7,816m²となります。

資料の36ページを御覧ください。中段付近です。

農地法第3条2項第4号関係ということで、権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載ということで、(1)耕作または事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名として〇〇〇〇氏、年齢が43歳、主たる職業、農業、権利の取得者との関係は次男となります。

農作業への従事状況ということで、年間を通して従事していらっしゃるということで記載がございます。

農地の場所の説明です。51ページを御覧ください。

図面の向きを変えていただいて、申請者の御自宅周辺の土地となります。木場免字開というのが木場川のすぐ脇にございます。1筆ございます。それと、迎木場免字三ツ畝町というところに3筆ございます。これは〇〇〇〇氏がいちごハウスをしていらっしゃるところです。それと、迎木場免字鍋ヶ倉というところに農地が4筆ございます。

字図での説明になります。52ページを御覧ください。

図面でいきますと、左一番下のところ、開ということで、ご自宅の脇の近くになります。105—1というところが鉛筆で丸をしているところになりますが、そこになります。

53ページを御覧ください。

字三ツ畝町ということで、左のほう側に丸で囲んだ3筆がございます。1362—1と62—3、62—4と、ここがビニールハウスが建っているところになります。

次の54ページを御覧ください。

字鍋ヶ倉というところで、真ん中付近に1451—2と丸で囲んだところです。1453、1454—1、1461—2という4筆がございます。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

会長(吉野 裕君) この件について、何か御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんか。この件も先ほどの件と同じく、生前一括贈与をしたいということで申請されておられます。ないようですので採決をいたします。

第31号議案農地法第3条の規定による申請について、承認されるの方の挙手をお願いします。(賛成者挙手)ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。(藤永九市君着席)

次に、32号議案となりますが、33号議案と関連がありますので、一括上程したいと思います。よろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

この件については、先ほどの議案と同様、私に関する案件となります。そのため、私が退席することになります。

佐々町農業員会総会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますが、議長を務めることができませんので、議事の進行を職務代理2番、濱野委員へお願いします。

暫時休憩いたします。（吉野裕君退席）

（休憩 午後 13 時 50 分）

（会議再開 午後 13 時 51 分）

2番（濱野 努君） この件につきましては会長直接の議案でありますので、代わって議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

32号及び33号議案ですが、この議案については、出席委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、該当委員、1番委員に退席をお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

会議を再開いたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

第32号及び33号議案で、農地の交換となります。関連がありますので、一括上程と個別に承認をいただくことで進めさせていただきます。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長（橋川 貴月君） 55ページを御覧ください。

議案第32号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転交換承認申請承認について。

土地の所在、北松浦郡佐々町沖田免字矩ノ手234番1、登記地目、田、現況地目、田、登記面積391m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、70歳、農業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、71歳、農業。

申請の理由、交換による所有権移転。経営面積、譲受人、田3万1,109m²、畑1,171m²、合計3万2,280m²。譲渡人、田2,283m²、畑1,104m²、計3,387m²。譲受人の稼働人員は2名となっております。

59ページを御覧ください。

農地法第3条2項第4号関係ということで、権利を取得しようとする者についての内容が記載されています。耕作または必要な農作業へ常時従事している者の氏名として〇〇〇〇、年齢70歳、主たる職業、農業、権利の取得者との関係としては本人です。

農作業への従事状況として、年間を通して従事していらっしゃるということになっております。

次です。引き続き議案のほうの朗読に入らせてもらいます。

68ページを御覧ください。

議案第33号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転交換許可申請承認について。

土地の所在、北松浦郡佐々町沖田免字矩ノ手233番5、登記地目、田、現況地目、田、 377m^2 。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、70歳、農業。

申請の理由、交換による所有権移転。経営面積として、譲受人、田2, 283m^2 、畑1, 104m^2 、合計3, 387m^2 。譲渡人、田3万1, 109m^2 、畑、1, 171m^2 、合計3万2, 280m^2 となっております。

それと、次に72ページを御覧ください。

農地法第3条2項第4号関係ということで、権利を取得しようとする者の農作業への従事状況が書いてあります。(1) 常時従事している者の氏名として〇〇〇〇氏、年齢71歳、主たる職業、農業、権利の取得者との関係は御本人さんです。

農作業への従事状況として、年間を通して従事していらっしゃるということで記載してあります。

交換ですけども、資料の農地の場所の御説明です。79ページを御覧ください。カラー刷りの写真になります。

西九州道、佐々インターが書いてあります。青のラインで西九州道の延伸がされる予定となっております。これに伴い、道路が農地を斜めに横断するために、次のページ、80ページにあるように、鉛筆で丸を囲んでいる地番の233—5という農地の〇〇〇〇さんの農地が残ります。図面の下のほう234—1というところで〇〇〇〇さんの農地が三角に残ります。

今回、この農地、ほぼ同じ面積ですので、交換をして農作業が有効に行えるようにしたいということで交換の申請が出ております。

事務局としては、〇〇〇〇氏が農地所有面積が3, 000m^2 程度ですけども、今回は農地取得の面積要件の対象外ではないかと考えておりますので、今回、上程させていただいております。

以上、説明を終わります。

2番(濱野 努君) ありがとうございます。

地元委員の補足説明をお願いいたします。16番。

16番(福田 庄治君) 今、事務局から説明があったとおりなんですけど、80ページで説明したように、上のほうは佐々インターのほうになっております。下が松浦鉄道のほうになります。

農地を、高速道路が斜めに通るということで、こういう三角地が生じるわけなんですけど、これでいくと、新たに用水路、排水路、そして、道路等を設置しなければ農地として

機能しないところなんですけど、お互い話し合った結果、三角地を交換するということで、田んぼ1枚になり、用水路、排水路、また、道路等を設置しなくても農地としていいんじゃないかということになりました。

すみません。そういうことで、結果的にはいい考えじゃないかと思います。

以上です。よろしくお願いします。

2番（濱野 努君） ありがとうございます。お互いに利用しやすいようにという、同じような面積ということで交換という形になっているようです。

皆さんのほうから何か御意見、御質問あらればお願いいたします。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっとお尋ねします。

233—1、234—1、これが〇〇〇〇さんの交換後の自作地になると思うんですけど、ここは多分高速道路、陸橋だと思うんです。進入道路等は〇〇〇〇さんのほうはいわゆる農道から直接入れる、〇〇〇〇さんのほうがどういうふうな道路で田んぼのほうに入るのか、そこら辺は陸橋の下を通っていくんかどうか、そこらは聞いています。

2番（濱野 努君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 地番で、80ページの図面でいけば、233—4というところの数字の下に赤い線がかくんと曲がって書かれています。これが高速道路の側道、要は管理用の道になるということで伺っております。図面には書いてありませんけど、用地買収としてこっだけ買収して、出入りするための道路ということで。

3番（池田 邦義君） 両方点線になっておりますけど、両方とも管理道路ですか。

事務局長（橋川 貴月君） いや、ここに入っていくための道路でございます。

図面でいくと、右側のほうはかぎ状に出て広がっている分、それと、左側のほうは管理道路という話とは聞いていません。幅が広がっている分が道路として。

3番（池田 邦義君） 管理用道路。

10番（池田 晴良君） が入っておるわけね。

事務局長（橋川 貴月君） その分が用地買収に入っています。

3番（池田 邦義君） ということは、ほかの農道までは盛土。

事務局長（橋川 貴月君） のはずです。すみません。そこまでの確認はしていません。田んぼと同じ高さではないと思います。

2番（濱野 努君） よろしいですか。

3番（池田 邦義君） それで、農地までの道はあるんですか。

事務局長（橋川 貴月君） 上のほうに灰色で線が引いたのが。これは町道ですね。灰色の町道から進入道路がついてくるような形になります。

2 番（濱野 努君） お分かりですか。

多分、今まで耕作していらっしゃったんですから、進入路としては確保されていると思いますけど。

2 番（濱野 努君） よろしいでしょうか。

ほかに何かありませんか。

特になければ、個別に採決をいたします。

第 3 2 号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。（ 賛成者挙手 ） ありがとうございます。

次に、第 3 3 号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ） ありがとうございます。全員一致で承認をされました。

3 2 号議案及び 3 3 号の議案の採決が終わりましたので、1 番委員への入席の案内を、事務局よりお願いいたします。（ 吉野裕君着席 ）

戻りますが、佐々町農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、議長派会長が務めることとなっておりますので、また会長に議長をお願いして、私は代わりたいと思います。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） ありがとうございました。

議事を進めます。

第 3 4 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いします。

事務局長（橋川 貴月君） 8 1 ページを御覧ください。議案第 3 4 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可承認申請について、知事処分となります。

土地の所在地、北松浦郡佐々町皆瀬免字檜付 4 4 7 番 1、登記地目、田、現況地目、休耕田となっております。登記面積 1, 0 6 1 m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。失礼しました。譲受人の職業ですけれども、代表取締役となっておりますけど、ここはすみません、人材派遣業となります。修正をお願いします。

転用の目的です。施設の概要キャンプ場です。管理棟として併用、今回の申請以外の併用地に 1 棟建てられます。それと、屋外施設として、遊具、これは今回の申請地以外のところで隣接しているところに充てられます。土地の面積が合計で 1 6 6 3. 1 9 m²となります。キャンプサイト、これが今回の申請地となります。面積が 1, 0 6 1 m²、隣接の併用地と今回申請の合計面積が 2 7 2 4. 1 9 m²、農地区分は 2 種となります。

備考としまして、カフェ、サウナ、キャンプ場を総合的に経営するためということとなっております。

86ページを御覧ください。場所の説明となります。

場所が町道神田線から〇〇〇〇、〇〇〇〇さんのほうに入っていただくほうから100mほどの場所になります。赤で囲んだところが申請地になります。

次に87ページ、字図がございます。

黄色で塗ったところが今回申請地の1,061m²、それと、図面下の併用地と書いてありまして1663.19m²が併用地となっております。

89ページを御覧ください。現地の写真となります。

右側に黒く映っているのが隣接する道路になります。

90ページを御覧ください。

先ほどの89ページの反対側から写した写真となります。赤で囲んだところが今回の申請地となります。右側のほうに移っているのは、以前、宅地だった部分が、現地、更地となっている状況が少し移っております。

95ページを御覧ください。現地の計画図となります。

大きく黄色で分かれて塗ってありますけども、右側の部分が今回申請地となるキャンプサイトとなります。左側のほうが併用地として使われる分で、3筆ございます。併用地の面積が1663.19m²、今回の申請地、右側のほうが1,061m²となります。

次の96ページで併せて被害防除計画がありますけど、御覧いただけたらと思います。

①の土砂の流出またはその他の被害が発生する恐れが生じないための対策として、造成は現状のまま利用するということで、切り盛りは考えておられません。（2）上記位置に伴う被害防除措置として、河川とか、隣接の農地には、電気牧柵とかが張っておりますので、そこには防護柵を設けるということになっております。

被害防除の内容または被害の恐れがない理由としては、本物件の東側、図面で言う右側になります。田は約3m高い場所にあり、排水路も確保している。そのほか、周りに農地がありません。水路と公道、自分の土地に隣接しているだけとなるということになっております。

農業用水排水施設に関する機能に支障を生じさせないための措置としては、雨水排水については水路へ放流をするということです。図面の upper 側に水路が流れております。汚水処理としては合併浄化槽、生活排水も合併浄化槽ということになっております。それと、放流先は道路側溝側となっております。

次の97ページです。

承諾書としまして、隣接の農地の所有者、〇〇〇〇氏が承諾書をつけておられます。承諾する条件としては、現状を維持して改良をしないことと、道路脇の農業用排水路は確保

することとしておられますけども、95ページの計画図を見ますと、図面下のところにU字溝工事が必要ということで、農業用の用水路の側溝をちゃんと整備されるような計画で行われております。

現地確認等、地元の農業委員さんたちと2月9日に実施しております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。13番。

13番（濱野 卓也君） ただいま事務局より説明があったとおりでございます。審議のほうよろしくお願いします。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。

以前、農振除外の申請があった土地で、それが除外されましたので今回の申請となっております。

ないようですので採決をいたします。

第34号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することし、進達いたします。

次、第35号議案農用地利用集積計画の承認について、事務局からの説明を求めます。
事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 98ページを御覧ください。

第35号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求める。

令和4年2月25日、佐々町農業委員会会長。

次のページを御覧ください。99ページです。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、新規となります。

権利の設定を行うもの、貸し手農家〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行うもの、借り手農家〇〇〇〇、〇〇〇〇。

土地の所在、迎木場免字下半白1084—1及び1084—5、1097—1。地目はそれぞれ田んぼです。面積、田んぼ1,453㎡及び460㎡、432㎡の3筆となります。借り手農家の耕作面積は2万1,300㎡。権利の種類として、賃借権。区域区分として、農用地。

今回の設定内容、金納、年2万円の3年間となります。

ほか2筆、合計3筆となります。

これについては、事務局へ直接借り手、もしくは借り手の方がそれぞれ農地の貸し借りをしたいということで、今回、集積計画書を出していらっしゃいます。

事務局からの説明は以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御質問、御意見、ある方はいらっしゃいませんか。
3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと分かりませんが、後学のためにちょっと事務局にお聞きしたいんですけど、2番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんがこういう契約をなされています。しかし、先ほど生前贈与で結局〇〇〇〇さんのほうが息子さんのほうに生前贈与されている。こうした場合は生前贈与を受けた人が結局借り手農家としてしてもいいのか、親がしてもいいのか、そこら辺はどちらでもいいんですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

事務局長（橋川 貴月君） 99ページの番号2番の分の今の申請ですよ。

登記自体はまだ変わっておりませんので、今回の契約自体は、どう言いましょうか。

3番（池田 邦義君） まだ、〇〇〇〇さんのほうが権利がある。

事務局長（橋川 貴月君） 権利があられるということになろうかと思います。

3番（池田 邦義君） 登記が終わらんことにはできないちゅうことですね。

事務局長（橋川 貴月君） 承認しても、もう一度贈与するにしても、売り買いするにしても、あくまでも登記の所有者は、まだ農業委員会の承認を得た後に登記をされるので、登記が済まない段階ではこういう形になろうかと思います。

3番（池田 邦義君） 分かりました。ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） 借入地が〇〇〇〇さんのほうにはまだあられますので、要は個人名義の分だけ息子さんに譲る、贈与ということで、借地のほうは借地経営で〇〇〇〇さんのほうにまだあられますので。

3番（池田 邦義君） そうなるんですか。

事務局長（橋川 貴月君） 今現時点では、そうなっておられます。

3番（池田 邦義君） 結局、〇〇〇〇さんが賃貸借等は契約されて……。

会長（吉野 裕君） 休憩します。

（休 憩 午後 14時 22 分）

（会議再開 午後 14時 25 分）

会長（吉野 裕君） 会を始めます。

ほかに何か御意見、御質問はありませんか。

ないようですので採決をいたします。

第35号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次に、第36号議案農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、事務局からの説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 101ページを御覧ください。

議案第36号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。

対象農地、別紙のとおり。

令和4年2月25日、佐々町農業委員会会長。

ということで、次の102ページです。

令和3年非農地判断対象地リスト。

番号、1718番、所在、木場免字下開、地番、20、地目、農地基本台帳、畑、登記簿も畑、面積、登記簿面積258m²、実面積258m²、所有者氏名、登記名義人、〇〇〇〇、所有者指名、同じく通知者は〇〇〇〇氏となっておりまして、ほか104ページ目までの合計108筆となります。

航空写真に場所を記入していますので、各地区、5つの地区がございますけども、各委員は再度確認をしていただければと思っております。

一時休憩をよろしいでしょうか。

5番（築城 武美君） 質問があります。

斜線で消したものは、今回、どういう理由で斜線で消したのか御説明いただけますか。

事務局長（橋川 貴月君） 農地に建物が建っていたり、それは農業用の施設であつたりとか、それとか、どうも航空写真で確認させていただいたところ、廃材置き場になっているようなものが見受けられました。

今回の一括しての非農地の判断は対象からは外して、個別に確認しながら非農地判断をしていくべきものじゃないかということで外させていただいております。

5番（築城 武美君） その場合に、対応としては非農地証明を考えるんですか。検討の結果。

事務局長（橋川 貴月君） 非農地通知ですね。

5番（築城 武美君） 非農地通知を考えるんですか。または農地法違反で摘発をして改善を命じるんですか。

事務局長（橋川 貴月君） そこは個別に、先ほど話したように、既に牛舎とかが建っていると

ころについては、4条もしくは例外規定に基づく許可がされているものの確認は再度必要になってくようかと思ひます。

廃材置き場となっているぶんについては、一旦、農地にしたいだいて、修正をお願いしないといけないような物件になろうかと思ひます。非農地をこのまま出すわけにはいかないと思ひています。

5番（築城 武美君） 私、該当している土地を知っているから、わざと聞いているわけですけどね。全体の約9割ぐらひの土砂を入れて、ならして、廃材置き場になっている。残りに農地が残っている。それで、今回それは、もうこれは今に始まったことじゃなくて長年のことです。そういうふうな土地が、ずっと処理がされなくて残っていて、パトロールするたびに、これはどうすべきかと随分迷うわけです。結果的には非農地ではない、9割方造成してバラスを置いたり、車が置いたりされている、建物が建ったりしている。そういうものを、結果的に言うと、過去何十年前からそういうものを見過ごしてきて改善をさせるのか、先ほど言った農地にしたいだいてどうするかという話があるんで、そこを何か線引きとして少し整理をすべきかなと思ひているんです。

それで、もともとは、現在、そうした方は亡くなりました。原因を知っていた方は亡くなられて、その関係の人、所有者だけが台帳に載っているという状況になっておりますので、中身がどういう形でそういうものを整理していくのか、斜線の部分について、何か判断の説明がほしいというふうな気がしておりましたということです。

以上です。十分です。

事務局長（橋川 貴月君） ありがとうございます。

3番（池田 邦義君） 局長、農業委員だけで回りよらんやっだろう。産経かどこかと一緒に回りよらんかったかな。何かそこは覚えがないんだけど。

事務局長（橋川 貴月君） 産業廃棄物というか、ごみ置き場になっているようなやつとかっていうことですか。

事務局長（金子 剛君） 保健環境課ですね。

3番（池田 邦義君） 保健環境課よね。一緒に回ったのは。

事務局長（橋川 貴月君） 多分そうだと思います。ごみとか何かになりますと保健環境課です。

3番（池田 邦義君） 産業廃棄物みたいな、そういうのを防いで。

事務局長（橋川 貴月君） コンクリートがとか、何かあったりとかすればですが。

3番（池田 邦義君） 保健環境課と回ったことあるなと覚えがある。それは用途によって違いうだろうから、保健環境課と回るべきなのか、あるいはまた別の課と回るべきなのか。今、5番委員さんが言われるように、結局廃材とか、産業廃棄物とかはまた別だろうし。そう

いうのは部署によって違うやろうしね。

事務局長（橋川 貴月君）　そうですね。そこはありますね。

会長（吉野 裕君）　5 番。

5 番（築城 武美君）　これについては、非農地にしてよろしいんですかという通知をして、自分のところから出しているんですね。

事務局長（橋川 貴月君）　出しています。

5 番（築城 武美君）　出したものについて、返答があったものというのが数件あると聞いたんですけど、これが数件あって、今回、これは出しましたけれども、全部その分は差っ引きしましたという部分、斜線になつとるわけ。全部が来てはないと思うけど。

事務局長（橋川 貴月君）　全部じゃありませんけど、非農地にしてほしくないという方が2名いらっしゃいました。実際、今、一生懸命開墾しているので、見た目は惨事になっているんですけど、一生懸命開墾して作るということなので、非農地にしてほしくないということをおっしゃったんで、それは外しています。

5 番（築城 武美君）　分かりました。

会長（吉野 裕君）　それでは休憩を取って、斜線以外の土地について班ごとに集まっていただき、航空写真を見て、いま一度判定をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

（休　　憩　　午後　14時　35　分）

（会議再開　午後　15時　02　分）

会長（吉野 裕君）　会を再開します。

今、航空写真でチェックしていただいたと思います。ここは非農地ではないというところがあれば、班の代表で順にコメントをいただければと思います。林さんから順番にいきましょうか。

推進委員（林 勇作君）　木場地区については、ありません。

会長（吉野 裕君）　次、福田さん。

推進委員（福田 庄治君）　自分のところも、全部該当なしです。

会長（吉野 裕君）　17 番。

17 番（筒井 浩一君）　私のところが少しありまして、B判定したところを（聞き取り不能）ですから、7筆あります。

会長（吉野 裕君）　何番。

事務局長（橋川 貴月君）　左端の通し番号で言っていた方がいいでしょうか。

17番（筒井 浩一君） 66番、67番、それから、72番、73番、74番、75番、76番と82番。これが、今、はらって飼料を作るようにしてあるそうです。

以上です。

会長（吉野 裕君） 今の8筆は非農地ではないということで削除します。18番。

18番（玉置 義則君） うちの地区はありません。

会長（吉野 裕君） 19番。

19番（大瀬 敏幸君） うちの地区は、雑木、その他の草が（聞き取り不能）。

会長（吉野 裕君） 以上の8筆を除いて、あとは非農地と判断し、通知いたします。

こういうことで、採決をいたします。

第36号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次に、日程5、その他について事務局からの説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 農業者年金、全国農業新聞購読についてですけれども、今月は追加購読はありませんでした。今後も引き続き、加入、購読について推進の御協力をよろしくお願いします。

それと、次の3月の定例会の日程案について御説明します。

五役会を3月16日水曜日、13時30分からとしたいと考えています。総会を3月24日木曜日、13時30分。

繰り返します。五役会を3月16日水曜日、13時30分、総会を3月24日木曜日、13時30分からということでよろしくお願いいたします。

その他について、事務局からはありません。皆様方から何かありましたらよろしくお願いいたします。

8番（藤永 九市君） 場所は。

事務局長（橋川 貴月君） 会場はここです。ここは3月24日まで使えます。

ただ、すみません、会場はここか本館の3階の第1会議室の予約状況を見てということになります。

会場については、総会の案内状に記載させていただけたらと思っています。

施設とすれば、24日まではここは使えます。

以上です。

会長（吉野 裕君） それから、もう皆さんご存知かもしれませんが、十八銀行の裏、今、地質調査のためボーリング調査が入っております。3月の中旬ぐらいまでの予定でボーリングで地質調査をするということですので、何をしているんだろうかと思われなように、

一応だけ皆さんにお知らせしておきます。期間がもっと、例えば1か月とか、2か月とかっていうとになれば、一時転用とかっていうのもあるんですけど、ボーリングですからずっと動いて回るもので、そこまでは改めての一時転用というのは要りません。ただ、期間だけは事務局のほうに連絡するように言って、今、二、三日前ぐらいから始まっております。来月の中頃には終わる予定です。

ほかになれば、これで、一応、会を閉めさせていただきます。

2番（濱野 努君） すみません。ちょっと新規就農の方から、ここで申し上げていいかどうか分からないんですけど、ハウスを新しく建てたいという希望があらわれていまして、そのためには町の助成金を、今のところ2割らしいんですが、多分個人1人でやられると思うんですが、それをもう少し上乗せしてくれないかという相談を受けましたので、ここで皆さんにどうのこうのということじゃなくて、最終的には議会のほうで決められることだと思いますが、そういう相談がありましたんで、個人的に言えば、〇〇〇〇君が費用対効果ということで、もう少し作付を広げんばということで、ハウスを建てられる予定をされています。一応、そういうことで、皆さんにどうかなと思って、ここでちょっと話させていただきました。

すみませんけど、もしよかったらもう少し上乗せをお願いしたいということでしたので、よろしくお願いします。

2番（濱野 努君） 場所は、皿山の直売所の道路の下に、今度新しく借りられて、そこで新しいハウスを建てられる。

3番（池田 邦義君） ネット上に建ってるのがそう。ハウスに煙突が立ってるのがそう。

2番（濱野 努君） ポンポンと建っています、あの手前側に建てられる予定はされています。

3番（池田 邦義君） それと、1つ、濱野委員なんかは知っておるかしらんけど、〇〇〇〇ちゃんがハウスばやめたかちゅう話ば、ちょろっと聞いたとばい。

会長（吉野 裕君） あとで。終わってから。

ほかにございませんか。

なければ、一応、会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 15 時 15 分 ）